

○長岡市環境基本条例(抜粋)

平成 8 年 12 月 20 日

条例第 29 号

(環境審議会)

第 21 条 市長は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を担当する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。

(2) 年次報告書に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げる事項のほか、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること。

(4) 長岡市地下水保全条例(昭和 61 年長岡市条例第 21 号)第 13 条第 5 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による指導又は勧告に従わない者の事実の公表について審議し、意見を具申すること。

(5) 長岡市稀少生物の保護等に関する条例(平成 17 年長岡市条例第 101 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による保護地域の指定について審議し、意見を具申すること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○ 長岡市環境審議会規則

平成 9 年 3 月 31 日

規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、長岡市環境基本条例(平成 8 年長岡市条例第 29 号)第 21 条第 6 項の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 23 日規則第 4 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。